

明石市議会における災害発生時の議員行動マニュアル

第１ 目的

このマニュアルは、明石市議会における災害発生時の対応要領（以下「要領」という。）に定めた明石市議会議員（以下「議員」という。）の具体的な活動及び役割について定めるものである。

第２ 議員の役割

議員は、災害発生時においても、議会の議事・議決機関としての機能を維持する役割を担うが、被災した市民の救援や被害の復旧が優先される状況においては、以下のとおり、地域の一員として非常事態に即応した活動を果たすことが求められる。

- (１) 自らの安否、居所（所在地）及び連絡場所（連絡先）を報告
- (２) 連絡会議からの情報提供を受け、地域の災害対応に資すること
- (３) 被災地、避難場所等の状況の報告
- (４) 被災地における救援活動
- (５) 被災者に対する相談又は助言
- (６) その他必要と認めること

第３ 行動基準

１ 初動期（発災から概ね３時間以内）

(１) 本会議・委員会等に出席している場合

ア 安全確保

(ア) 本会議等にあつては議長が、委員会にあつては委員長が、直ちに休憩又は散会し、議会局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をする。

(イ) 議員は、速やかに自らの安全を確保する。地震等による津波警報が発表されている場合又は高潮の恐れがある場合は、速やかに庁舎の高層階又は高台に避難する。要救助者がいる場合は救出及び支援を行う。その後、家族の安否確認を行う。

イ 待機・退庁

(ア) 議員は、地域に戻るまでの間、経路及び地域の安全を確認できるまでは安全な場所において待機する。

(イ) 議員は、退庁する場合は、道路・橋梁の崩れ、浸水、火災及び交通事故等を回避し安全第一で行動する。

ウ 連絡会議への参集

連絡会議の構成は、議長、副議長、会派交渉権を有する会派の代表者とする。

(ア) 連絡会議の設置場所は、原則として大会議室とする。ただし、大会議室が使用できない状況においては、議長が定める場所とする。

(イ) 連絡会議の構成員は、議長から同会議設置の連絡を受け、同会議へ招集された場合は、速やかに同会議に参集する。

(ウ) 議員は、議長から連絡会議へ参集を求められた場合は、同会議に参集する。

エ 当面の本会議等の取り扱いに関する情報収集

議長は、当面の本会議等の取り扱いについて、議会局職員を通じて情報収集を行う。

(2) 閉会中等の場合

ア 安全確保

(ア) 議員は、速やかに自身と家族の安全を確保する。地震等による津波警報が発表されている場合又は高潮の恐れがある場合は、速やかに建物の高層階又は高台に避難するとともに、倒壊の恐れがある施設からは速やかに離れ、危機回避に努める。要救助者がいる場合は、救出及び支援を行う。

(イ) 議員は、市外にいる場合は、被災状況を確認し早期に市内に戻ることに努める。

イ 安否確認表の提出及び連絡体制の確立

(ア) 議員は、速やかに安否確認表を議長に提出し、常に連絡が取れる態勢を確保する。

(イ) 議長は、安否確認表が提出されていない議員について、議会局職員を通じて安否確認を行う。

(ウ) 議員は、自らが被災することも想定し、議長への伝達方法を含め家族等とあらかじめ情報を共有しておく。

ウ 連絡会議への参集

連絡会議の構成は、議長、副議長、会派交渉権を有する会派の代表者とする。

(ア) 連絡会議の設置場所は、原則として大会議室とする。ただし、大会議室が使用できない状況においては、議長が定める場所とする。

(イ) 連絡会議の構成員は、議長から同会議設置の連絡を受け、同会議へ招集された場合は、速やかに同会議に参集する。

(ウ) 議員は、議長から連絡会議へ参集を求められた場合は、同会議に参集する。

エ 地域の被災状況の把握及び報告

(ア) 議員は、自らの身の安全を第一義にして、居場所周辺の被災状況を把握する。

(イ) 議員は、重大な被害と判断した場合は、電話、メール、チャット及びSNS等の手段を用いて議長（議会局）に報告する。

オ 地域の救助・救護活動への協力・支援

(ア) 議員は、連絡会議へ参集するまでは地域の一員として市民の安全確保等の活動に積極的に協力・支援する。

(イ) 議員は、救助・救命及び火災に係る事象にあつては、消防局に緊急通報し、緊急性の高い事象にあつては、速やかに関係機関に連絡する。

(ウ) 議員は、近傍に要救助者がいる又は火災が発生した場合は、自主防災組織などが行う救助活動を支援することに加え、周りへ声掛けを行い共助の体制を確立する。

(エ) 議員は、津波警報又は津波注意報が発表されている場合は、水門の閉鎖を行う県、市及び漁業協同組合等の活動に協力し情報を収集する。

カ 当面の本会議等の取り扱いに関する情報収集

議長は、当面の本会議等の取り扱いについて、議会局職員を通じて情報収集を行う。

2 応急活動期（発災から概ね3時間から72時間）

(1) 連絡会議への参集

ア 連絡会議の構成員は、議長から同会議へ招集された場合は、速やかに同会議に参集する。

イ 議員は、議長から連絡会議へ参集を求められた場合は、同会議に参集する。

(2) 市災害対策本部からの情報収集

連絡会議は、発災後に定期的に行われる市災害対策本部会議の内容について、議会局職員を通じて情報を収集し、情報を共有する。

(3) 地域の被災状況及び要望等の把握並びに状況報告

ア 議員は、自らの身の安全を第一義にして、居場所周辺の被災状況を把握する。

イ 議員は、重大な被害と判断した場合は、議長（議会局）に報告する。

ウ 議員は、地域において被害に関する情報及び市民の要望を収集し、連絡会議へ情報提供を行う。

エ 議員は、電話、メール、チャット及びSNS等の連絡手段を用いて、議長への報告及び連絡会議へ情報提供を行う。

(4) 地域の救助・救護活動への協力・支援

議員は、初動期の救助・救護活動への協力・支援を継続するが、生存率が急減する72時間の壁を意識し、人命救助及び被災者の健康維持を重視して積極的に活動する。特に被災者の保温や水分補給に十分留意する。

(5) 地域での避難所運営等への協力及び支援

議員は、指定避難所の開設に協力するとともに、避難所運営に関する問題点を把握する。

(6) 市民への被災状況、支援に係る情報提供

議員は、連絡会議から情報提供を受けた市災害対策本部会議の内容のうち、市及び周辺の被災状況や市の支援内容等について、避難所等において情報提供を行う。

(7) 市災害対策本部への情報伝達

連絡会議は、議員が収集した地域の被災情報及び市民の要望について、内容を精査し、市災害対策本部等に提供する。

3 復旧活動期（発災から4日目以降）

(1) 連絡会議への参集

ア 連絡会議の構成員は、議長から同会議へ招集された場合は、速やかに同会議に参集する。

イ 議員は、議長から連絡会議へ参集を求められた場合は、同会議に参集する。

(2) 市災害対策本部からの情報収集

連絡会議は、発災後に定期的に行われる市災害対策本部会議の内容について、議会局職員を通じて情報を収集し、情報を共有する。

(3) 地域の被災状況及び市民の要望等の把握並びに状況報告

議員は、ライフラインに関連するインフラの被害状況及び復旧の見込みを把握し、被災者の避難所及び在宅避難の生活上の要望を聞き取り、電話、メール、チャット及びSNS等の連絡手段を用いて、連絡会議へ報告する。

(4) 市民への復旧支援に係る情報提供

市議会及び議員は、連絡会議等から得た復旧に係る支援情報を、市議会ホームページ等を通じた発信等、可能な範囲で様々な方法により市民に情報提供を行う。

(5) 市災害対策本部への情報伝達

連絡会議は、議員が収集した地域の被災情報及び市民の要望について、内容を精査し、市災害対策本部等に提供する。

(6) 連絡会議の廃止

ア 議長は、被害が終息し新たな発災がない状況であることを確認できた場合は、連絡会議を廃止する。

イ 議員は、議会の通常機能により議員活動を再開し、復旧・復興対策を進める。

(7) 復旧活動に関する市長又は国・県等への提案、提言、要望

市議会は、被災の実情、復旧の進捗状況等を踏まえ、市長又は国・県等に対し、提案、提言、要望等を検討する。

第4 行動時の留意事項

- 1 災害を起因とした事故など人命に関わる事象に遭遇した場合は、このマニュアルよりも優先して人命救助等にあたること。その際、自らの安全の確保を怠らないこと。
- 2 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装を基本とし、各自の判断でヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、食料、飲料水等を携帯して行動すること。
- 3 移動手段は、公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での行動を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え行動すること。
- 4 このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、連絡会議で協議のうえ決定する。

制定 H31. 1.17

改訂 R 7. 3.19